

県の回答（対応状況等）

令和2年7月9日

（ご意見標題）県職員の通勤手当について

（課長名）総務部人事課 茂太 強

（ご意見要約）

沖縄県職員が、通勤の際に公共交通機関を利用するのを控えることが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に繋がると考える。

沖縄県職員の通勤手当について、自転車通勤をした場合に手当額を増額することにより、通勤手段の転換を図ることを検討してはどうか。

（回答）

この度は、貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。

県職員の通勤手当は、職員の通勤に要する経費を補助すること目的とする手当であり、通勤に要する運賃や定期券の額に相当する額を支給しています

同手当の実費弁償的性格を踏まえますと、御提案のありました自転車など特定の交通手段の利用促進を目的として手当を増額することは、困難であると考えます。

なお、新型コロナウイルス感染症対策の一つとして、県職員の通勤時における公共交通機関利用時の「三密」を避けるため、既存の時差通勤制度の対象職員及び時差通勤に係る勤務時間の区分を拡大しており、緊急事態宣言の実施期間中は、各所属のおおむね半数程度の職員を在宅勤務とし、出勤者の削減に取り組んでおります。

引き続き、警戒を緩めることなく、「新しい生活様式」を踏まえた感染拡大防止対策に取り組んでまいります。